

緊急事態宣言発出に伴う学校教育及び生涯学習の対応について

緊急事態宣言発出に伴い、その期間中は学校教育及び生涯学習について以下のとおり対応する。

1. 学校教育について

- (1) 感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。但し、児童・生徒、教職員が陽性となった場合、学級・学年閉鎖又は臨時休業とする可能性がある。
- (2) 学校給食については予定どおり実施する。
- (3) 中学校の部活動（小学校の吹奏楽団等の課外活動を含む）を中止する。
- (4) 市外での校外学習活動を中止する。
- (5) 開かれた学校づくり協議会代表者会（1月29日）を中止する。

2. 生涯学習について

- (1) 学校施設開放は、学校の部活動中止に伴い貸出を中止する。
- (2) 体育施設、武蔵野プレイス、市民会館については、以下のとおり対応する。
 - ・原則20時で閉館する。ただし、夜間の部を予約済みの利用者については利用の自粛を促す。
 - ・予約済みの貸出について、期間中の貸出を取消しする場合には使用料を全額還付する。
 - ・市及び生涯学習振興事業団主催の体育施設におけるスポーツ教室等の事業を中止する。
- (3) 中央図書館・吉祥寺図書館（17時又は20時閉館）、武蔵野ふるさと歴史館（17時閉館）は、通常通り開館する。